

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月8日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市安佐南区西原五丁目 1 6 - 6
氏名	積水ハウス株式会社 広島支店
	支店長 佐々木 望
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-871-8001
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	積水ハウス株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市安佐南区西原五丁目 1 6 - 6
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 87億2,600万円（前年度実績）
③従業員数	104名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項				自ら行う再生利用に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	75.43	67.89	23.73	21.36							51.7	46.53	51.7	46.53	15.75	14.18				
紙くず	39.33	35.4	36.15	32.54							3.18	2.86	3.18	2.86	3.18	2.86				
木くず	373.31	335.98	25.16	22.64							348.15	313.34	348.15	313.34	348.15	313.34				
繊維くず	4.24	3.82	0.06	0.05							4.18	3.76	4.18	3.76	4.18	3.76				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	142.02	127.82	8.36	7.52							133.66	120.29	74.58	67.12	103.96	93.56				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	39.27	35.34	26.97	24.27							12.3	11.07	6.3	5.67	0.3	0.27				
鉱さい																				
がれき類	1096.12	986.51	1.93	1.74							1094.19	984.77	830.69	747.62	697.55	627.8				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	53.31	47.98	42.06	37.85							11.25	10.13	11.25	10.13	11.25	10.13				
石膏含有建材	14.24	12.82	0	0							14.24	12.82	0	0	0	0				
その他	0.38	0.33	0.38	0.33																
合計	1837.65	1653.89	164.8	148.3	0	0	0	0	0	0	1672.85	1505.57	1330.03	1197.03	1184.32	1065.9	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	排出量	1837.65 t	t
	（これまでに実施した取組） ・新築施工現場では27分別を行いQRラベルによる廃棄物量の実測を行っている ・梱包材の簡素化 ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	排出量	1653.89 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・梱包材の簡素化、余剰材の削減 ・プレカット品の推進（石膏ボード等） ・工法の改善（複合化率のアップ） ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組む		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新築工事については、現場にて27分別を実施。解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	164.80 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・新築廃棄物は、現地にて27分別を実施し資源循環センターに搬入 ・資源循環センターでは、広域認定制度（第279号）に基づき運用 ・資源循環センターでは、持ち込まれた廃棄物を最大80品目に分別 ・資源循環センターでは、マテリアルリサイクル率90%を達成		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	148.30 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・現状を維持して継続する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

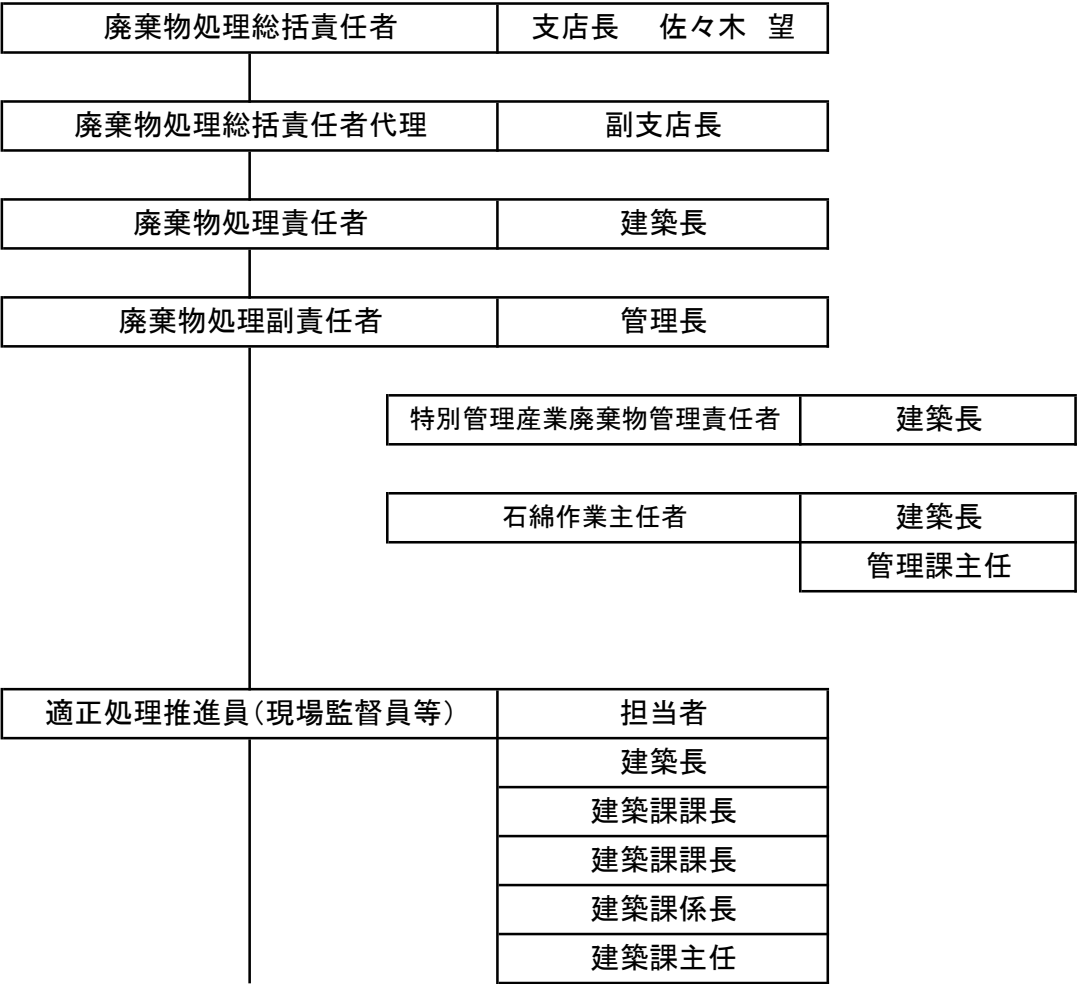
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	全処理委託量	1672.85 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1330.03 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1184.32 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している ・ 契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1505.57 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1197.03 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1065.90 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者の採用を推進する		
※事務処理欄			

	2024年 6月 8日 作成
事業所名	積水ハウス(株)広島支店

【廃棄物管理体制図】



工事地区名称
広島県
広島市
福山市
呉市
島根県

建築課主任
建築課社員
建築課社員
以下 余白

岡山県

廃棄物処理実務	担当者	所属	担当年数
契約書作成・管理	管理課主任	管理課	5 年
マニフェスト伝票発行・管理	管理課主任	管理課	5 年
ぐるっとメール管理	建築長	建築課	3 年
建設リサイクル法書類作成・管理	管理課主任	管理課	5 年
行政対応(多量排出事業者報告書作成等)	管理課主任	管理課	5 年
CANVASオペレーター	管理課主任	管理課	5 年

注)
 工事地区名称は、事業所
 が営業エリアとしている都
 道府県及び政令市名称で

産業廃棄物の一連の処理の工程

新築工事	コンクリート	→	広域認定第279号による再資源化处理
	アスコン	→	広域認定第279号による再資源化处理
	がれき類その他	→	広域認定第279号による再資源化处理
	ガラス・陶磁器	→	広域認定第279号による再資源化处理
	廃プラスチック類	→	広域認定第279号による再資源化处理
	金属くず	→	広域認定第279号による再資源化处理
	紙くず	→	広域認定第279号による再資源化处理
	木くず	→	広域認定第279号による再資源化处理
	繊維くず	→	広域認定第279号による再資源化处理
	廃石膏ボード	→	広域認定第279号による再資源化处理
		→	
		→	
解体工事	コンクリート	→	破碎（再生処理業者に委託）
	アスコン	→	破碎（再生処理業者に委託）
	がれき類その他	→	破碎（再生処理業者に委託）
	がれき類その他	→	破碎（処理業者に委託）
	ガラス・陶磁器	→	破碎（再生処理業者に委託）
	廃プラスチック類	→	破碎（再生処理業者に委託）
	金属くず	→	破碎（再生処理業者に委託）
	紙くず	→	破碎（再生処理業者に委託）
	木くず	→	破碎（再生処理業者に委託）
	繊維くず	→	破碎（再生処理業者に委託）
	廃石膏ボード	→	破碎（再生処理業者に委託）



(別紙)

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→

→

→ 再生碎石

→ 再生アスファルト

→ 再生碎石

→ 安定型埋立

→ 再生碎石

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 再生原料

→ 安定型埋立

→